

# 介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

## 要介護のご利用者様

(2024.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護（要介護者対象）				サービス提供時間	
		利用料 (10割)	利用者負担額			単位	
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護Ⅰ-1・時間内		3,403円	341円	681円	1,021円	314	1回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ-2・時間内		5,105円	511円	1,021円	1,532円	471	1回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ-3・時間内		8,921円	893円	1,785円	2,677円	823	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4・時間内		12,227円	1,223円	2,446円	3,669円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満
訪問看護Ⅰ-5（PT・OT・ST）		3,186円	319円	638円	956円	294	リハビリ20分（1回につき）
訪問看護Ⅰ-5・2超（PT・OT・ST）		2,872円	288円	575円	862円	265	リハビリ20分 1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（1回につき）
特別管理加算	I	5,402円	542円	1,084円	1,626円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に 管理する内容によっていざれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,710円	271円	542円	813円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,753円	276円	551円	826円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護（介護予防含む）を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,357円	436円	872円	1,308円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,178円	218円	436円	654円	201	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護（介護予防含む）を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	3,436円	344円	688円	1,301円	317	
長時間訪問看護加算		3,252円	326円	651円	976円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	I	3,794円	380円	759円	1,139円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した 日に看護師が訪問を行った場合に算定
	II	3,252円	326円	651円	976円	300	新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時 (要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
退院時共同指導加算		6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、 その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	I	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	6,222円	623円	1,245円	1,867円	574	
ターミナルケア加算		27,100円	2,710円	5,402円	8,130円	2,500	死亡月につき1回算定（※要介護のみ） ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ						
深夜加算 (深夜22時～6時)	同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます。						